

# 前橋市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱

## 第1 目的

この要綱は、重度障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること等（以下「給付等」という。）により日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

## 第2 実施主体

重度障害児者日常生活用具給付等事業（以下「事業」）の実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

## 第3 給付等の対象者

事業の対象者は、市内に住所を有し、在住する障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。）及び障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）で次の各号のいずれにも該当するもののうち、前橋市長が真に必要と認めたものとする。

- (1) 原則として在宅の障害児者とする。ただし、施設入所者及び入院患者についても、必要に応じて給付等の対象とすることができる。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する施策の対象とはならない者

## 第4 給付等の品目

- 1 給付等の対象となる用具の種目は、別表1（障害者）及び別表2（障害児）並びに別表3（難病患者等）の「種目」欄に掲げるものとする。
- 2 給付する用具を具体的に決定するに当たっては、「消費税法施行令第14の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成3年厚生省告示第130号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知）も参考とする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。  
ただし、当該期間を経過する前に故障し、修理不能により用具の使用が困難となったことが、販売業者の発行する書面によって確認できる場合は、この限りではない。

## 第5 給付等の申請

- 1 市は用具の給付等を希望する対象者又はその保護者に対し、申請書を提出させるものとする。身体の状況に不明な点等がある場合には、医師の意見書（様式第1号）等を提出させるものとする。

- 2 難病患者等については、申請書の他診断書(様式第2号)を提出させるものとする。
- 3 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)」の給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。
- 4 ストマ用装具の例外として、紙おむつ等の給付を希望する者については、初回の申請時に限り申請書の他に意見書(様式第3号)を提出させるものとする。

## 第6 給付等の決定

- 1 市は、申請書を受理した場合には、当該対象者の身体の状態・介護の状態・家庭の経済状況等を実地等により調査し、すみやかに「調査書」を作成するものとする。
- 2 市は、内容を審査のうえ、用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。用具の給付等を行うことを決定した場合には、決定通知書及び給付券を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書をそれぞれ申請者に交付するものとする。
- 3 市は、用具の価格を決定する場合には、見積書等により確認のうえ、別表4「日常生活用具給付等事業基準単価表」に定める価格の範囲内で決定するものとする。
- 4 市は、用具の給付等を決定した場合には、給付等対象者に対して本制度の趣旨・給付等の条件等を十分説明するものとする。また、第7の1で規定する業者が当該給付対象者に用具を納品した時(住宅改修費の給付の場合には、住宅の改修工事が完了した時)にはその検収(確認)を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。
- 5 市は、給付等の判断が困難な場合は、心身障害者福祉センター所長又は児童相談所長に助言を求めるものとする。

## 第7 用具の給付等

- 1 市は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者のうち市と契約を締結した業者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。
- 2 市は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるような諸条件を十分勘案のうえ決定するものとする。
- 3 視覚障害者用ワードプロセッサの共同利用については、別紙1「視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用制度実施要綱」に定めるところによるものとする。
- 4 点字図書の給付にあたっては、別紙2「点字図書等給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。
- 5 住宅改修費の給付については、別紙3「住宅改修費給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。
- 6 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等を活用することができるものとする。

## 第8 排泄管理支援用具の特例

市は、障害児者の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具のうち一部の種目(ストマ用装具(洗腸用具を除く。))及び収尿器)については、次のと

おり給付するものとする。

- (1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券を1枚に記載して給付するものとする。
- (2) 申請1回につき最大で6か月分（給付券3枚）まで一括して給付できるものとする。

## 第9 費用の負担及び請求

- 1 市は、用具の給付を受けようとする者又はこれを扶養する者に対し、用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を負担させることができる。この場合、負担させる費用を用具を給付する業者に対し直接支払わせることができる。負担させる額の基準については、別表5「日常生活用具給付等事業費用負担徴収基準額表」に定めるところによるものとする。
- 2 用具を給付した業者が市に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が負担する額を控除した額とする。
- 3 用具の給付の対象者又はこれを扶養する者が業者から用具の給付を受ける場合及び上記3による費用の請求は「給付券」を添付して行うものとする。
- 4 点字図書給付による費用の負担については、別紙2「視覚障害児点字図書給付事業実施要綱」によるものとする。

## 第10 用具の管理

- 1 市は、未だ給付等を実施していない用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 用具の給付等を受けた者は、用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- 3 前項に違反した場合には、市は、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

## 第11 台帳の整備

市は、用具の給付等の状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」及び「住宅改修費給付台帳」を整備しておかなければならない。

## 第12 申請書等の様式

この要綱による申請書等の様式については、市長が別に定める。

## 第13 雑則

この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この要綱は、平成21年5月5日から施行する。

2 編入前の富士見村重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年9月29日要綱第34号）及び富士見村住宅改修費給付事業実施要綱（平成14年2月15日要綱第3号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行なわれた手続きその他の行為とみなす。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙 1

### 視覚障害児者用ワードプロセッサ共同利用制度実施要綱

#### 1 目的

視覚障害児者用ワードプロセッサ共同利用制度は、身体障害者福祉法に基づく点字 図書館及び身体障害者福祉センター（A・B型）（以下「共同利用施設」という。）に 視覚障害児者用ワードプロセッサ（以下「ワープロ」という。）を設置し共同利用させることにより、在宅の視覚障害児者の日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

#### 3 ワープロの性能

編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができる性能を有するものとする。

#### 4 ワープロの設置

- (1) 市は、ワープロを共同利用施設に自らか又は貸与により設置するものとする。
- (2) 市は、ワープロを貸与して設置する場合には、共同利用施設の管理者（以下「管理者」という。）との間にその貸借に関する契約書を締結することとし、その契約には、次の事項を加えるものとする。
  - ア 管理者は、貸与されたワープロを注意して維持管理するものとし、他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
  - イ 通常の使用における故障等については、管理者の責任において修理を行うものとする。
  - ウ 市は、ワープロを必要としなくなったとき又は前各号に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができること。

#### 5 共同利用の方法等

- (1) 管理者は、ワープロを視覚障害児者又はその保護者の求めに応じ、設置場所又は自宅等において利用させるものとする。
- (2) 利用に要する実費は、利用者の負担により行うものとする。
- (3) 管理者は、利用者の過失による紛失、故障、破損等については、利用者に弁償させるものとする。
- (4) 管理者は、ワープロの利用の状況を明確にするため、「利用者台帳」を整備しておくものとする。

点字図書等給付事業実施要綱

1 目的

視覚障害児者にとって重要な情報入手手段である点字図書及び点字新聞（以下「点字図書等」という）は、一般の図書及び新聞に比較して高額であり、点字図書等による情報の入手が著しく妨げられているため、点字図書等を給付することにより、点字図書等による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業主体

事業の実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

3 給付対象者

主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児者とする。

4 給付対象の点字図書等

月刊や週間等で発刊される雑誌を除く点字図書等とする。

ただし、点字新聞については、年度購読のみを対象とする。

5 給付の限度

辞書等一括して購入しなければならないものを除き、給付対象者 1 人につき、点字図書で年間 6 タイトル、又は、24 巻を限度とする。

ただし、点字新聞については、年度購読を 1 タイトル、1 巻として給付できるものとする。

6 点字図書等を給付することができる出版施設

厚生労働省が指定する「点字図書給付対象出版施設」とする。（以下「出版施設」という。）

7 給付の実施

(1) 市は、給付を受けようとする者及びこれを現に扶養している者の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であることを確認し、該当者を「点字図書等給付台帳」（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ実施するものとする。

(2) 申請者は、出版施設に電話等で給付を希望する点字図書等の「点字図書発行証明書」（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市に点字図書等の給付を申請する。

(3) 市は、申請者・出版施設等の事項を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印して出版施設に交付する。

(4) 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額。ただし、点字新聞については、年度購読料の百分の五十に相当する額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書等の給付を受ける。

(5) 市は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書等の価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

8 自己負担

点字図書等の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、「前橋市重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱」の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込む際に支払うものとする。

9 実施上の留意事項

(1) 市は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備しておくものとする。

(2) 市は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害児者の利便を考慮して実施するものとする。

(3) 市は、事業実施に際して給付の対象となる視覚障害児者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

住宅改修費給付事業実施要綱

1 目的

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児者が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

3 給付対象者

下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級 3 級以上の者。

ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害 2 級以上の身体障害児者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、排便後の処理が困難な者（障害児は原則として学齢児以上）。

4 住宅改修費の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

5 住宅改修費の給付要件

当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して市が必要と認める場合に給付するものとする。

6 給付の限度

住宅改修費の給付は原則 1 回とする。

7 実施上の留意事項

市は、事業実施に際して給付の対象となる障害児者又はその保護者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。